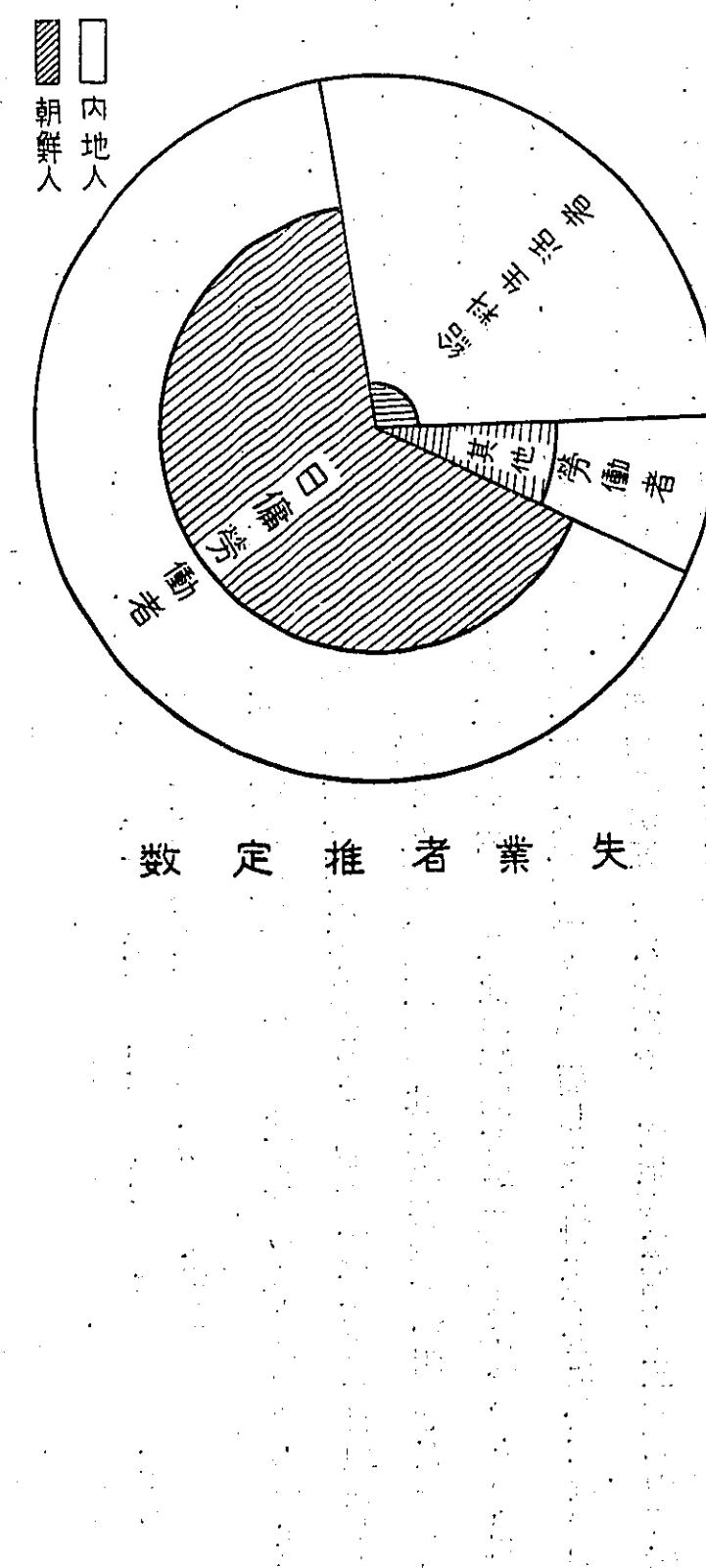


之を表示すれば左の通りである。



昭和十年七月一日現在

### 東京府失業者推定數

内地人失業者推定數 一六、六二一 一七、六一八、三二六 一七、六一四、一〇六 三、一六七 三、一五 五、一 三、五六 八、五八 六、三三 四、九一  
内鮮人失業者推定數 一六、九一四 一、七一〇 一八、六四六 五、五五 四、一〇六 四、三一 一四、三九 四八一 四、七一 九、七八 六、三六 五、〇七六

### 同上百分比

	給料生活者			効者			日傭労働者			効者			日傭労働者			効者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
朝鮮人失業者推定數	一・九一	〇・九一	一・九一	五、七一	一、四一	六、一一	一、四一	一、四一	二、八一	一、四一	一、四一	二、八一	一、四一	一、四一	一、四一	一、四一	一、四一	一、四一
内地人失業者推定數	六、三一	六、三一	六、三一	九、三一	一、七一	十、六一	一、七一	一、七一	三、三一	一、七一	一、七一	三、三一	一、七一	一、七一	一、七一	一、七一	一、七一	一、七一
内鮮人失業者推定數	一〇〇・〇〇																	
内鮮人失業者推定數	一〇〇・〇〇																	

### 1 登録労働者調

昭和四年十月より東京府下に實施された、失業労働者登録制度は、その後數回の改遷を経て、現今に至るものであるが、該制度の目標は、失業の輸入を防止し、貧困自由労働者に労務を平等に配給して、生活の安定を與へる傍ら、労務の統制を計ることにあつた。之に依り先づ第一に救護の恩恵に預つたのは誰よりもわが在京朝鮮人自由労働者であつた。本登録の保持者が、毎日のやうに労働にありつくことは勿論不可能な状態ではあるが、求人側皆無の不景氣の風が吹き捲つてゐる真最中で何と云つても登録を所持せぬ者は、全く糧途を断れた感があると云つても良いのである。朝鮮人労働者に限つてこの感を更に深くするものである。

しかば其の登録の實際は如何なる状態であるか、之について昭和九年十二月末現在東京市の調査する所に依

ると、交付總數二四、三二六の中朝鮮人は五、五三三即ち、總數の約四割三分に該當する。これについて登録者の一交付狀況、二年齡別、三本籍地、四教育程度、五前職業、六生活態様、七失業期間、八現住地等について見る

と左表の通りである。

一、本籍地別  
合計數

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	京
咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	慶尚南道	慶尚北道	全羅北道	全羅南道	忠清南道	忠清北道	黃海南道	海北道	幾道
一一三	一三二	一三三	一三一	一三〇	一四五	一六九	一五五	一五一	一四〇	一七九九	一三七	一二二	一一二
五、五三三	六九	二五	三〇	四五	二二	一、一三三	一、一三一	一、一三〇	一、一三二	一、一三七	一、一四四	一、一四四	一、一四四
計													





瀧目西杉淀中世中瀧羽五中大品濱新小玉東江深芝紹  
野 嵐 田 目 反 石 駒 東 介 教 育 程 度  
川自鴨並橋野谷黒谷田田延井川園宿川姫形橋川浦

四〇九  
六九九  
九九四  
六九三  
四三三  
一八七  
五三一  
五一  
十甲  
八〇  
九九  
七三  
一五  
一四  
一三  
一六  
一六

四、教育程度調查

瀧目西杉淀中世中瀧羽五中大品濱新小玉東江  
野巢田目反石駒東  
川白鴨並橋野谷黒谷田田延井川園宿川姫形橋

五、前職別調

計  
六、四  
六、八  
三、八  
三、二  
三、五  
三、九  
三、七  
三、五  
三、六  
三、五  
三、六  
三、九

三千王板瀧目西杉淀中世中瀧羽五中大品濱新小玉東江  
河野集田目反石駒東  
島佳子橋川白鴨並橋野谷黑谷田田延井川園宿川姫形橋

## 六、生活樣態調查

紹介所 生活態様調査  
深芝川浦

スルモノ	三人以上	二人以上	一人以上	同上	有家族
三五七	一	二	三	上内譯	
三	四	五	六		
三	四	五	六		
三	四	五	六		

計  
六九四

北小吾本大寺金梅日三千板紹介所  
計砂松暮河職業別  
町川端田島島町島里島住子橋

大寺金梅日三千王板瀧目西杉淀中世中瀧羽五中大品演  
暮河野巣田ヶ目反  
島島町里島佳子橋川白鴨並橋野谷黒谷田延井川園

上册 | 一 | 五 | 二 | 六 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十

四月廿九日三時半到上海，次日到南京，廿二日到漢口。

— 11 —  
— 10 —  
— 9 —  
— 8 —  
— 7 —  
— 6 —  
— 5 —  
— 4 —  
— 3 —  
— 2 —  
— 1 —

卷之三

1  
100  
1000  
10000  
100000  
1000000  
10000000  
100000000  
1000000000

芝深江東玉小新  
所介分所  
東駒駒石  
浦川橋形姫川宿

一  
步  
美  
其  
間

卷之三

北小晋本大寺金梅日紹介所生活態樣調  
計砂松暮

計  
115  
111  
106  
101  
96  
91  
86  
81  
76  
71  
66  
61  
56  
51  
46  
41  
36  
31  
26  
21  
16  
11  
6  
1

大中五羽瀧中世田目反  
河野巣目  
島住子橋川首鳴並橋野谷黑谷田田延井

反

芝深江東玉小新濱品  
東駒石  
浦川橋形姫川宿園川  
紹介所 郡區別

八、現住地別調

五、計三言聖三言

紹介所  
郡區別

麹町 神田 日本橋 京橋 芝 繭布 赤坂 四谷

日 梅 金 寺 大 本 吾 小 北 計  
暮 島 町 島 島 嬌 門 崎 松 砂

紹介所  
郡區別

牛込	小石川	本郷	下谷	淺草	本所	深川	品川
一	一	一	二	三	四	五	六
一	一	一	一	八九	四四三	一	四
一	一	一	三〇六	五三	一	一	一

	西	鶴	中	世	中	澗	羽	五	中	大	品	濱	新	小	玉	東	
	巢	田	ヶ	目	反										石	駒	
	鳴	並	橋	野	谷	黑	谷	田	田	延	井	川	宿	園	川	姫	形
一															一	九	一
二															一	〇	一
三															二	五	一
四															三	二	一
五															九	九	一
六															一	二	四
七															一	六	五
八															三	一	一
九															一	一	一
十															一	一	一
十一															一	一	一
十二															一	一	一
十三															一	一	一
十四															一	一	一
十五															一	一	一
十六															一	一	一
十七															一	一	一
十八															一	一	一
十九															一	一	一
二十															一	一	一
廿一															一	一	一
廿二															一	一	一
廿三															一	一	一
廿四															一	一	一
廿五															一	一	一
廿六															一	一	一
廿七															一	一	一
廿八															一	一	一
廿九															一	一	一
三十															一	一	一
卅一															一	一	一
卅二															一	一	一
卅三															一	一	一
卅四															一	一	一
卅五															一	一	一
卅六															一	一	一
卅七															一	一	一
卅八															一	一	一
卅九															一	一	一
四十															一	一	一
卅九															一	一	一
四十															一	一	一
四十一															一	一	一
四十二															一	一	一
四十三															一	一	一
四十四															一	一	一
四十五															一	一	一
四十六															一	一	一
四十七															一	一	一
四十八															一	一	一
四十九															一	一	一
五十															一	一	一
五十一															一	一	一
五十二															一	一	一
五十三															一	一	一

紹介所 郡區別

卷之三

	本	吾	小	北	計
	田	嬬	川	町	砂 石
	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一
一七九	一	一	一	一	一
九二	一	一	一	一	一
三七	十	一	一	一	一
九六	一	一	一	一	一
一六七	一	一	一	一	一
二一六	一	一	一	一	一
六八	一	一	一	一	一
一一〇	一	一	一	一	一

紹介所		紹介所		紹介所		紹介所		紹介所		紹介所	
郡	區別	郡	區別	郡	區別	郡	區別	郡	區別	郡	區別
玉東	江深芝	北砂松	日暮里	三河島	目巢	中澤	中杉	中淀	中世	中羽	中五
駒東	計	松川	島田	島田	白鴨並	並橋	野谷	谷黑	谷田	田延	反
姫形	橋川浦	砂川	島島	島町	橋子	鷺川	鷺野	並橋	野谷	谷黑	谷田延
城東	葛飾	江戸川	西多摩	南多摩	北多摩	神奈川	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉
四三	四三	四三	四三								
四二	四五	二二	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
四一	二一	一九	一九	一九	一九						
四〇	一〇	一〇	一〇	一〇							
三九	三九	三九	三九								
三八	三六八	九二	六一八	一五八	四三	二二三	三一六	五三	三一	二二八	一九
三七	三五	四四	二二	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
三六	三三	三三	三三	三三							
三五	三五	三五	三五								
三四	三四	三四	三四								
三三	三三	三三	三三								
三二	三二	三二	三二								
三一	三一	三一	三一								
三〇	三〇	三〇	三〇								
二九	二九	二九	二九								
二八	二八	二八	二八								
二七	二七	二七	二七								
二六	二六	二六	二六								
二五	二五	二五	二五								
二四	二四	二四	二四								
二三	二三	二三	二三								
二二	二二	二二	二二								
二一	二一	二一	二一								
二〇	二〇	二〇	二〇								
一九	一九	一九	一九								
一八	一八	一八	一八								
一七	一七	一七	一七								
一六	一六	一六	一六								
一五	一五	一五	一五								
一四	一四	一四	一四								
一三	一三	一三	一三								
一二	一二	一二	一二								
一一	一一	一一	一一								
一〇	一〇	一〇	一〇								
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

紹介所  
郡區別

城東

葛飾 江戸川

西多摩

南多摩 北多摩

神奈川 千葉

新濱品大中五羽瀧中世中淀杉西目  
石川反田延井川園宿川

巢並橋野黒谷田延井川園宿川

計  
北  
大  
寺  
金  
梅  
板  
王  
千  
三  
日  
小  
吾  
本  
松  
砂  
松  
町  
川  
嬬  
田  
島  
島  
町  
島  
里  
島  
住  
子  
橋  
川

紹介所  
郡區別  
芝浦

四三五二五二八一九一四九一

一五六一十一五一五一四四一

三一三一三一三一三一三一

一一一一一一一一一一一一

四〇九計  
一  
一一一一一一一一一一一一

一一一一一一一一一一一一

一一一一一一一一一一一一

一一一一一一一一一一一一

卷之三十一

紹介所 郡區別 深川 東橋 形姫川宿園井川延田田谷黒谷野谷  
中世田ヶ目反

小吾本大寺金梅日三千王板瀧目西杉淡  
松暮河野巢  
川嬬田島島町島里島住子橋川白鳴並橋

三九 一六二 一〇五 一〇一 一〇一 一六 一四七 一八九 二二八 一二六 三三 五五 五三 五七 二五 九五 三三

紹介所 郡區別

北砂町

計

五、五三三

二八

二三八

## IV 生活實狀と生計內容

## 一、はしがき

固有の文化と言語、風俗を有し、民族的生活歴史を有するものが他の民族の生活圏内に於て異つた生活を営むほど不便且つ不利なるものはないであらう。朝鮮人労働者は、その領土的立場より見るならば勿論一個の日本臣民に他ならないが、その生活實相たるや言語、風俗、習慣等々に於て、内地人のそれと相異する點が多くあるのみか、之が相反する場合さへ屢々あるのである。之に依つて起る凡ゆる不便と、不利は、勿論内地在留朝鮮人が忍從せねばならぬ境遇にある。

之は、言ふまでもなく貧しい者の苦しい忍辱的悲惨事である。この一言に於て在京朝鮮人労働者の目下に於ける生活實相が殆ど云ひ盡されるものであるが、彼等が無産貧民階級であり、更に、最下級に屬する労働者群である關係上、豫想外の悲惨事が各方面に散見されるのである。

現今に於ける朝鮮人労働者を中心とする社會問題の中、最も重大事象は住宅問題で、その借家難は彼等の生活上に投する最大の脅威である。また、之のために、惹起する巷間の軋轢紛争は内鮮融和上に多くの暗影を醸成する原因の一つともなるのである。この外に學齡兒童の就學問題、一般労働者の教化、生活向上の諸問題が横臥つて居るが、之を嚴密に分析すると朝鮮人労働者の生活問題は、實に、憂慮すべき諸内容を包含するもので、之が改善、向上のため今後に於ける多くの努力と指導を要するものと思惟されるのである。以下各項についてその生活内容を瞥見することにする。

## 二、住居と住宅

前述の通り朝鮮人労働者にとって、最も不便を感じ、生活上最大の脅威を受けてゐるのは、住居の問題、就中住宅賃借の問題である。過去に於て、朝鮮人労働者が、住宅使用方法の粗雑や、借家難から源を發した數々の家主の對立的感情及び、家賃の滞納、引越料の要求等々の不祥事が累積して朝鮮人には家を貸さぬ、又た貸すなの傾向が濃厚となり、之が貸借關係をめぐつて數々の悲喜劇が演じられ、引いて、内鮮人融和問題にまで影響を及ぼすに至つて居る。目下在京朝鮮人は、その數四千を數へるも、自分の家作に住む者は十指に足りぬ状態で、借家若くはバラツク掘建小屋に住居してゐる状態である。若し適當な保證人があつて借家契約が成立するにしても特別な取扱の契約事項を作成する等、全く數々の手数を要する。其の爲に惹起する社會問題も多々あることは前述の通りである。本問題こそ朝鮮人労働者を中心とした社會問題中の焦眉の緊要問題で、之が解決は獨り朝鮮人労働者の福祉に限るものではなく、實に一般社會問題の緩和に資する處が大であらう。之に關し、参考のため左の一文及びその特別契約事項を掲げる。

『内地在住の朝鮮人が現今四十萬に達し、東京に其の一割住居して居るが、其大部分が労働者であり、無産者である。また都市の汚點であるスラムの最後の主人公として、其の光榮ある殘壘を守つて居るのは、謂ふまでもなくわが朝鮮同胞で、典型的なスラムを堅持してゐるのは、未だに普請場から拾ひ集めた材木類や石油箱板切れ等を點綴して獨創的藝術美を表現した新築家屋（ア）を掘建てゐる。之が相當の集團を成して、從來のスラム

に較べて誠に奇異な感じを興へてゐる。東京で云へば芝浦の月見町、深川の濱園町附近、立川町の多摩川砂利場沿岸がその代表的なものであるが、建築といふよりは、むしろ掘建小舎と云つた方がシックリ来る。これらの建築が彼等の住居難を間接ながら雄辯に物語るものであるが、都市政策の觀點からこれを論じ、また都市の美觀から之を考察しても決して等閑視出来ない緊急事である。これは單なる外觀からの問題であるが該建築が論議される裏面や、内容を窺へば更に頭痛の種が秘んでゐる。即ち、地所敷地の問題がそれで、東京市邊りの埋立地や、若くは土木材料品置場の空地を無斷拜借して、一夜中にあの傑作を掘建て、仕舞ふ。最初の中は人間も住まないので巡羅の警官も、地主も、その小舎の動靜を伺つてゐる中に、女人人が獨り住むやうになり、後は第三者に譲渡して、他に姿を暗まして仕舞ふやうな仕末で、地主としても、その住居難の慘状を哀れみ見逃してゐる中に、一間、二間と増築となり、二階が増へる、而して隣り近所に便所同様なものがぱつゝ建ち始めたかと思ふ中に、その一角を已に數十戸の集團と化して仕舞つてゐる。之が大東京の新らしくスマラムの發生した大體の動機と沿革で、斯の地所問題を中心として、立退き問題其の他、對地主の軋轢紛争が断えない狀態である。

斯様な現狀で人の地所を無斷拜借に與つてゐるため水道はあらか、電燈さへない。洗濯好きなおかみさん連中が數丁も離れた共同水道へ、洗濯や、飲料水のため往來してゐる態は實に惻隱の情切なるものがないでもない。また電氣も然りで盜電のたくみなものもあるらしく、ある集團では一文も電氣料金を支拂はないにも係はらず夜毎明々と電氣を灯してゐるから大したものであり、見上げた藝當である。電流の通つてゐる送電線より失敬して甲より乙へと送電してゐるから仲のよいものである。たまに電氣屋のおちさんが警察や法律條文を列べて驚かしても馬耳東風で、平氣なものだ。恐れない者にとつて如何なる威かしが役に立ち、その威かしの役目を果すべきである。

かは、何よりも先立つ電氣會社の研究問題であらう。

この外に住宅にからむ紛争は列べ盡されねほどであるが、要するに之は朝鮮人に住宅を貸さぬ一般的傾向から斯様な新現象が發生したものである。朝鮮人労働者に住宅を貸さぬ家主の心情たるや、察して解る點も多々あるが、社會事情が一變した今日、朝鮮人だから家を貸さぬといふ一般的決心に對しては心あるものをして、決して良き感情を與へねばかりか、朝鮮人が内地に在住する限りに於て、絶えることのない決定的永續的な禍根である、この火を見るよりも明かなる事實、朝鮮人労働者に住宅を供給する事業が、東京に於て一考にも附されてないことは、國際的に誇る大東京社會事業に一大汚點を残す點でなくて何ぞや？日頃呼ばれる朝鮮人住宅問題の重要性は、こゝに存在するのではなからうか？都市政策を論じ、住宅問題を論究する者の等しく一考を要する問題である。

この住居問題の安定を俟つて、始めて徐ろに朝鮮人教化問題に取着く方が賢明でありまた決して遅くないことである。』

### 『社會福利』（昭和十年九月號所載「住宅問題と朝鮮人」金熙明）

#### 特別契約事項

- 1、家屋賃貸中南京虫ヲ發生セシメタルトキハ隨時驅除スペシ、然シテ本家屋明渡後一ヶ月以内ニ當事者立合調査ノ結果南京虫ノ發生ヲ認メタルトキハ其ノ損害ヲ負擔スペシ。
- 2、然シテ認メザルトキハ家屋ノ損害金を返還ス。

サレド尙六ヶ月以内ハ賃借人ハ貸貸人ガ本家屋ヲ空家トナシオク限リ南京虫ノ發生ヲ認メタルトキハ其ノ損害ヲ負擔スベシ。

一、敷金壹百圓也 家屋ノ損害金トシテ金壹百圓也ヲ貸貸人ハ受領スルコト。

一、本契約は五ヶ年トス、五ヶ年以後ハ家屋ノ損害金ハ返還ス。

一、本契約後一ヶ月以内ニテ轉居スルトキハ二ヶ月分ノ賃料ヲ支拂フベシ。

一、賃借人ノ滞納シタル瓦斯料水道料電氣料ハ保證人ハ連帶シテ負擔スベシ。 以上

次に、本調査の示す處に依ると、借家に住む者が、一、七二七、自家及無家賃に住む者が二〇六である。この自家及無家賃は、云ふまでもなく自製のバラツクか、掘建小屋に住む者で、其の家屋様式及構造は勿論家屋として取扱ふべき範圍に屬しないものである。而してその戸建別に依つて見ると、二戸建が最高位で二七%九八、一戸建が二三%二七であるが、此の一戸建の家屋が總じて、自製のもの及び廢家同様なものが多ないのである。之を表示せば左の通りである。

家屋様式及借家自家調 (表の二〇)  
(世帯持)

家屋様式	借 家	自家及無家賃	計	百分比
一 戸 建	三八一	六九	四五〇	二三・二七
二 戸 建	五一二	二九	五四一	二七・九八
三 戸 建	二五二	一九	二七一	一四・〇二
四 戸 建	三〇三	二五	三三八	一六・九七
五 戸 建	九六	二一	一〇七	五・五九
六 戸 建	一二四	二二	一四六	七・五五
七 戸 建	一七	三	二〇	一・〇三
八 戸 建	一五	七	一二	一・一四
九 戸 建	四	四	〇・二〇	〇・二〇
十 戸 建	一	一	〇・六七	〇・六七
十五 戸 建	四	四	〇・二〇	〇・二〇
不 合 計	一、七二七	一二	二七	一・三八
百 分 比(%)	八九・三四	一〇・六六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

尙之を各戸の室数について観れば、一室のみのものが絶対多数を占め、全體の五二・三〇%であり、次位が二室のもので三三・四七%であり、三室以上のものは實に寥々たるものである。甚しきは九人世帯、八人世帯にて一室のみのものもあり、十一人世帯にて二室のものもあつて、内地人細民階級と同様狹隘なる室に多人數起居をしてゐる譯である。

室數及人員調 (表の二一)  
(世帯持)

